

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 皆さんに報告いたします。本日の一般質問について、事前に資料配付についてを依頼されております。

1 番、鹿兒島巖君、11番、熊谷聰君より依頼されておりますので、許可をしております。

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

ただいまから、順次質問を許可いたします。

◇ 小笠原 憲 昭 君

○議長（目時重雄君） 10番、小笠原憲昭君の登壇を求めます。

10番。

〔10番 小笠原憲昭君登壇〕

○10番（小笠原憲昭君） おはようございます。

10番、小笠原憲昭、議長から許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をいたします。

初めに、マイナンバーカードについてお尋ねをいたします。

平成25年に定められた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という大変長い名称の法律であり、この法律の中で個人番号カードと言われているものが一般的に言われておりますマイナンバーカードでございます。

このマイナンバーの活用で法律的な情報の管理、利用及び迅速な情報の収受、手続の簡素化による国民の負担の軽減などが図られるものとされております。

小坂町において、マイナンバーカードの発行状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。また、行政事務処理において個人または法人、その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となるものを特定する簡易な手続を設けることによって、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上に資する情報提供ネットワークシステムを利用して、迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度や税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資する個人または法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ることなど、利用に当たっての基本事項が規定されております。

そこでお尋ねをいたします。小坂町では、行政事務サービスにどのように活用されているのか、また、今後どのように活用されるのか、お知らせをいただきたいと思います。

次に、住民・地域要望への対応についてお尋ねをいたします。

機会あるごとに私は、町長に住民と膝を交えて意見交換をされたいかが、そう申し上げてまいりました。住民サイドから疑問に思うこと、不平や不満などを直接出向き聞くことは行政執行者として欠かすことのできないことと私は考えます。細越町長が好んで言われる町民目線ということからしても、多忙なスケジュールであっても、その機会を設けることは、その気があればさほど難しいことではないだろう、そう思うところでございます。直接町長や行政執行に当たる管理職の方からも行政の理解や協力を求めるための説明の場を設けることも私は大変な重要なことではないかと、そう考えております。

どのようにして町長は住民・地域から要望を受けているのか、住民目線で対応しているのか、お伺いをいたします。

次に、町道整備についてお尋ねをいたします。

本年は降雪も少なく、生活する上では大変に楽な冬であったように思います。例年ですと、まだまだ道路の雪が完全に解けてしまう状況ではないわけですが、本年はどこを見てもアス

ファルトが露出して、全面的に良好な状態、生活する上では大変良好な状況ではないかと、そう思います。しかし、経年劣化によるものなのか、凍結の繰り返しによるものなのか、至るところに道路に穴があき、大きな亀裂が生じ、路肩が崩れかかっている箇所も多数見受けられております。

私ども議員と語る会では、高齢になると道路の端がよくわからなくなるので、道路の側線を引いて道路の端がわかるようにしてほしい、そういう声も聞かれました。町長は町道の現状をどう考えているのか、お尋ねをするとともに、道路整備には年次計画があるのか、あるとすれば、それを公表することはできないものか、あわせてお伺いをいたします。

次に、児童・生徒の健全育成についてお尋ねをいたします。

子供たちが健全で健やかに成長することは、私ども全ての大人の願いであろうと考えます。しかし、残念ながら子供たちの間には弱い者に対していじめをするという状況が絶えない昨今でございます。学校に行きたくない、不登校、ひきこもりとなり、さらには耐えきれなくなりますと、みずから命を絶たなければならない、そういう問題が生じております。

また、虐待については、これは親または親権者と子供の間に発生するものだろうと思いますが、本年1月下旬には千葉県野田市で小学校4年生の栗原心愛さんがしつけと称した両親の虐待により死亡するという大変に痛ましい事件が発生いたしました。心愛さんのご冥福を心からお祈り申し上げるとともに、このような悲惨な事態が起こらないようにしていかなければならないものと強く思います。

児童福祉法では、児童は適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立等を保障されることが等の権利を有するとされております。

本年、本3月定例会に教育委員会の所管する公共施設においての使用料、利用料を児童・生徒には全面的に減免、無料化すると、そういう条例改正が提案されております。子供たちを健やかに育て、成長を助長しようとするため、まことに時宜を得たよい政策判断だと私は思っております。さらに、今一步踏み込んで、遊び場、スポーツ施設開放について、具体的なお考えはないものか、お伺いをいたします。

以上、発言通告書による質問といたします。ご答弁をいただいた後、私なりの意見を述べながら順次再質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） それでは、10番、小笠原憲昭君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

10番、小笠原憲昭議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、マイナンバーカードについてのお尋ねであります。

マイナンバーは、外国人の方も含めた日本に住所を有する全ての方に割り振りされた12桁の番号で、平成27年10月から一斉に個人に通知されています。この番号を使うことにより、行政事務の効率化や社会保障、税に関する行政の手続を簡略化できることや各種行政手続をオンライン化できるようにするものであります。

また、マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真つきのＩＣチップつきプラスチックカードであります。このカードで本人確認のための身分証明として利用できるほか、自治体サービス、電子証明を利用した電子申請など、さまざまなサービスへの活用が期待されるものであります。

1月末現在の小坂町のマイナンバーカード交付数は、人口5,235人中510人、率にして9.74%となっております。秋田県全体の交付率は9.57%で、県内で一番高い交付率は東成瀬村で13.02%、次に秋田市11.83%、3番目は鹿角市で10.66%となっており、小坂町は第6番目であります。

交付内容を見てみますと、身分証明として使用する高齢者と税申告を初めとする各種の行政手続に使用する方が多いものと見ております。免許証等の顔写真がついた本人確認証明を持たない高齢者にとりましては、大変便利なものであります。このほかの活用方法としては、スマートフォンやパソコンからオンラインで各種行政手続の申請ができることになっております。

現在、町では母子保健・児童手当・保育・児童扶養手当の4分野、15種類において利用可能となっております。今後は、他市町村の動向を見ながら、町として取り組み可能な分野のサービスから検討していきたいと考えております。

2番目の住民・地域要望への対応についてのお尋ねであります。

町民からさまざまな意見、要望をいただく機会として、春、秋の各自治会からの要望書の提出、町民と直接面会する町長面会日、昨年実施した各自治会連絡協議会単位の町長との懇談会、役場本庁・セパーム・川上公民館・七滝支所・十和田出張所に設置している投書箱であります。

平成30年春の自治会要望は21地区から55件、秋の自治会要望は20地区から44件、それぞれありましたが、担当課において現地を確認して判断し、早急に対応したもの、県や所有者

等に連絡したもの、自治会での協力をお願いしたもの、緊急性が低いことから先送りしたもの、平成31年度で実施する予定にしているものなど、さまざまな対応による回答を各自治会長宛てにお送りしております。

投書箱への投書は、平成29年度はゼロでありましたが、平成30年度は1月末までで、役場本庁3件、セパーム1件であります。住民や地域から出された要望等には限られた財源の中での対応となりますが、できる限りお応えしていきたいと考えております。

3点目の町道整備についてのお尋ねであります。

町道の整備状況を平成28年4月1日現在の公表数字であらわすと、小坂町での改良率は42.4%、舗装率は58.2%となっております。

秋田県内の市町村道平均はそれぞれ66.7%、64.6%であります。数字だけを見ますと、改良、舗装とも県平均を下回っておりますが、あくまでも数字上の話であって、自治体ごとに行政面積や地形的特徴などさまざまな側面がございますことから、実態とは少し違うような気もいたします。

小坂町の場合、一部の山間道路を除いて1級及び2級の幹線町道は、おおむね改良済みであると認識いたしております。しかし、町中心部における都市計画区域内の街路計画では、計画延長11kmに対し5kmの完成にとどまっており、計画路線の半分以上が未改良の状態であります。

未改良区間の中には狭隘な道路も多く、これに関しましては、平成32年度に予定しております都市計画区域における「立地適正化計画」策定に合わせ、都市計画街路計画の見直しを予定しており、今後整備の見直しがない路線につきましては、計画の廃止とし、その代替として当該路線の狭隘区間に部分的に待避所を設けるなどの改良を加え、1.5車線化を進めるなど、現状に即した整備に努めていきたいと考えております。

また、その他町道につきましては、大きな改修はせず、穴埋め等で現状の維持を基本としてこれまでどおり対応してまいります。

次に、整備計画を公表できないかとのお尋ねであります。

結論から申しますと、「社会資本整備総合交付金」事業の平成26年から30年度の直近の5カ年の計画につきましては、公表が義務づけられていることから、町のホームページに当該事業箇所、内容、事業期間、全体事業費、位置図などを公表しており、それを年度ごとにローリングをかけております。

しかしながら、現在のホームページ掲載の仕方では、その計画が見にくく内容がわかりづ

らいとの声もあることから、今後はわかりやすい工夫をしてまいりたいと考えております。

国は、「国土強靱化」を旗印にインフラの防災・減災機能強化事業に重点的に予算配分しており、既存の道路整備事業にはなかなか予算が回りづらい状況がここ数年続いております。

町としても「社会資本整備総合交付金」の事業計画を町ホームページに公表しておりますが、前述のように国からの予算配分が少ないため、整備計画が予定からおくれがちで、計画が立てづらい状況でございます。

こうした理由から、現状以上の公表につきましては今のところ考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

国の方向づけとして、社会基盤インフラの新規建設から防災を含めた既存インフラの維持管理や長寿命化への大きくかじを切っている中で、町も道路や上下水道などの資産管理計画に取り組み、今あるインフラの長寿命化等により将来の財政負担の軽減に努めるよう心がけてまいります。

以上、10番、小笠原憲昭議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

10番、小笠原憲昭議員の一般質問にお答えさせていただきます。

児童・生徒の健全育成について、初めに、いじめや虐待予防、防止についてのお尋ねであります。

いじめ防止対策推進法が平成25年に成立したことを受け、教育委員会と小坂小中学校では、それぞれにいじめ防止基本方針を策定し、子供たちが安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、毎月実施しているいじめ調査や生活記録ノートを活用するなど、児童・生徒の小さな声も見逃さない体制をつくり、いじめの早期発見に努めています。

いじめの発生を確認した場合には、学校は学級担任、校長、教頭、教務主任や養護教諭などからなる対策チームを組織して、子供たちへの対応や指導を行うとともに、保護者への説明、協力をお願いし、子供の様子を共有しながら、迅速な対応に努めております。しかし、昨今のSNS等を使った見えにくいいじめもあり、児童・生徒、教師、保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整えるとともに、情報モラル教育の指導と充実を図って

いきたいと考えています。

辛い重大な事案はありませんが、いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものであり、人として絶対に許されない行為であるという認識に立ち、いじめ防止に取り組んでまいります。

また、虐待の予防についてですが、学校を初め、日常的に子供たちと接している子どもクラブ S k i p などを通じて多くの場面、複数の目で児童・生徒の様子、生活環境や保護者との関係性に気を配り、情報を共有しながら取り組んでおります。

今後とも同様の取り組みを継続し、保健センターや福祉事務所など関係機関とも連携をして、虐待の予防に努めてまいります。

次に、遊び場、スポーツ施設の開放についてのお尋ねであります。

教育委員会が管理しています体育施設等につきましては、遊び場というよりは競技施設として管理しているのが現状です。

残念なことに、中央公園でも子供たちの遊ぶ姿がなかなか見られなくなりました。私たちが育ったころは、近くの公園や広場に行けば誰かがいて、キャッチボールやドッジボール、鬼ごっこや虫とり、自由に遊びを展開することができましたし、スキーやそりも遊びの一つとして、みんなが経験したものでした。

子供たちには、遊びを通して人との関係性を学び、体験を広げてほしいと考えており、そのために自由に利用できる場所を提供したいと考えております。

このようなことから、その実現のために本定例会において、小中学生の遊び場づくり、居場所づくりの観点から、交流センター・セパーム、アリーナほか野球場、テニスコート、みんなの運動公園などの運動場、屋内温水プールについて、小中学生以下の使用料を無料とする条例改正案を提出しております。

以上、10番、小笠原憲昭議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） それでは、順次、再質問をさせていただきたいと思います。

このマイナンバーにつきましては、本田議員からも一般質問がされることになっておりますので、私からは余り触れないようにしたいと思いますけれども、二、三点だけお伺いしたいと思います。

非常に発行状況、県内では第6位と言われているようですが、まだまだ10%に至っていない

いという状況だとすれば、余り芳しくないのではないかと、直感的にそう思うわけですが、その辺は、今後これをどのように進めるといいますか、町民に理解をしてもらうといえますか、その手だてはどう考えておられるか、お聞きします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 確かに議員がおっしゃられるとおり、県内平均ぐらいということで、確かに高い数字ではないかとは思っておりますけれども、ほかの町村でも今、写真サービスとかいう形でやっている町村もございますので、その辺の状況をちょっと確認しながら、町では、じゃ、何がこう積極的にカードの発行に取り組んでもらえるかということは、ちょっと今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 今、総務課長から写真サービスをしたいというふうな前向きなお考えがあるようですけれども、新聞等によれば近隣の市町村でも、もうそういうことを具体的にしながら進めているということが私のところにも身近な問題としてあるわけです。そのマイナンバー持っていることが、どういう利便性があるのかというのは、私たちもよく理解できていないのですけれども、なくてもさほど不便していないし、何ともしなければならぬものだという認識にもまだ至っていないわけですし、税の申告のときだけマイナンバーについて、わかれば教えてくださいと、こういうお話がございましたから、それは通知がきておりますので、直接本物のカードがなくても番号はわかっているということだけは税の申告のときに言わせていただきました。

ぜひ、コンビニでの活用も含めて、いろんな状況がどんどん進んでいるようです、近場でも。でありますので、我が町もそれにおくれをとらないような形で積極的にお勧めになるべきではないかと、そういうことだけ申し上げまして、この件についてはやめたいと思います。

次に、町長の町民目線ということで、少し触れていきたいと思いますが、自治会を通して年2回、春、秋に要望を聞いていると、こういうふうなご答弁がございました。私が申し上げたいのは、町長みずから出向いて直接、間接的ではなく、直接的に住民と膝を交えて意見交換をされるような場をぜひつくるべきでないか、私はもう再三にわたってそう申し上げてきたと思うのです。

何回か本年はやれたようですけれども、その辺の状況を町長からお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今年度はまず、議員からのご指摘もあってというか、各連協単位で

よっとやらせてもらいました。その中で、各ご意見をいただきながら、今やれるもの、やれないもの等々考えながら、そのときには町の執行部も都合のできる方は全員出席させていただいて、その場で答えさせていただきました。

そういう中で、今やれるもの、やれないもの等を判断しながら、来年度の予算に張りつけたもの等々もごさいます。そういうことで住民との連携をとってまいりましたし、来年度もそういうことは時間を見つけながらやっていかなければならないものと思っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） ぜひ積極的に出向いて、いろんな、町長、スケジュール多忙だと思えますけれども、やはり直接出向いて、膝を交えながら耳を傾けると、これが住民に寄り添った行政スタイルだろうと、まず町長がよく言われる町民目線ということにつながっていくのだと思いますので、そういう姿勢を保ちながら続けていただきたいと思います。できるだけ機会をふやしていただきたい。私、思うには小さい町内会にでも出向いていただいて、いろいろなこととお話しいただければなと、そんな気もいたします。

そこで、協働のまちづくりという観点から言えば、今、公民館が主体になって自治会組織をまとめているわけですが、もう私はそういう時代ではないのではないかと考えます。確かにコミュニティの形成、団体育成というふうな意味からいけば、これはある意味での社会教育という面もないわけではない。しかし、昨今は行政側からの需要が非常に多くなっているのではないかと。ある意味では、自治会組織そのものが行政協力的な組織になりつつある時代だろうと、そう思うわけです。

防災組織の問題なりいろいろな住民アンケート、住民要望等々を取りまとめ、いろんな計画を策定していくという観点から見れば、これはやはり行政サイドから自治会組織というものを捉えていかなければならない時代ではないかと。私はそう考えております。

いつまでも社会教育分野で自治会組織を抱えさせるという時代は、私はもう終わったのかなと、そんな気がするわけですが、その点、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） その辺はちょっと今ここですと答え出るわけではないけれども、前の職員そのものも今までよりは各自治会の中に職員も入っていろいろな担当しておるのではないのかなと、自分では思っております。そういう点も踏まえながら、今後は当局としても逆に公民館のほうでなく、町長部局のほうでやらなきゃならないのかなと、そういうところもちょうと検討させていただきたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 今、町長のご答弁は私が次に言いたいことを先回りして言われたような気がしますけれども、私が申し上げているのは、自治会組織を行政協力の組織体として捉えていく方向でいかがかと、そういう観点から今申し上げました。

つまり、行政側からして、その自治会組織を行政協力組織、ですから町内会長は行政協力員だ、そういう位置づけをしながらいろいろな行政と自治会組織をパイプ役でつないでいただくという観点はまず考えられないかということを今申し上げたつもりです。

次に申し上げたいのは、今、町長がご答弁されたように、やはり町の職員も地域にかかわるべきだという観点から考えますと、いろんな意味で自治会組織の中で、町内会等で町の職員もいろんなかわりを持っていただきたい。昨今は私どもの町内では大変よく活動していただいております。町の職員数名おりますけれども、いろんな役割を持って積極的に協力をいただいております。

かつて町の職員全職員を各自治会に1名から2名張りつけて、そして地域の活性化を図っていきたいという試みもありました。しかし残念ながら、これはうまく展開しませんでしたけれども、やはりこれから各自治会組織体が非常に弱体化してきて、自治会組織そのものの運営も難しくなるのではないかと、そう言われておりますから、ここでもう一度町の職員の活用、私はむしろ、役場の職員、町の職員にとってもこれはいろんな意味で地域に目を向け、地域のことを考える大変いい体験、経験になっていくだろうと。

やはり行政マンというのはそういう地域の実態もよく理解をしながら日常の業務もしてほしいものだと、そう思う観点から、そういう町の職員をいろんな自治会に張りつけて、そしてこれはその自治会担当というような形にして、自治会組織と行政との連結をうまくしていくというふうな手法もあるのではないかと私は考えますけれども、副町長さん、その点はどうかお考えでしょうか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 私への質問ということですので、答えさせていただきます。

本来、職員を張りつける、それも一つの手法だと思いますけれども、本来であれば、町職員みずから自分の住んでいる自治会に積極的にその活動に参加するというのが本来だと思います。そういった意識づけも当然していかなければならないと思っております。その意味で、そのほかに職員としてさまざまな自治会活動に協力するというところもあると思いますので、今後、まずそういった点を重点的に職員のほうに呼びかけをしながら、自治会活動への協力

ということをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 自治会に町の職員がいるところはいいいわけですが、なかなか均等に町の職員が各自治会にいるという状況でもないわけですから、やはり町の職員がいない自治会にも、あなたはどこそこの自治会との連絡役といいますか、そういうふうな立場にするというふうなこと、これは組合もあることですから、いろいろ難しい点もあるかもしれませんが、よく協議をされてそういうふうな体制でもとれば、いろんな意味で事がスムーズに運ぶことにもなりやしないかと、そういう角度から申し上げております。ぜひご検討いただきたいなと思います。

間接的には投書箱とかいろんなことも試みておられるようですけれども、これも3件、4件しかないというふうなことです。町長面会日にもいろんな方が来て、直接町長にお話をされているやに聞いておりますけれども、これも何か特定の方が固定化しているような状況もあるというふうに聞きますので、やはりいろんな角度から町長は、この住民、地域の人々がどう考えているのか、各団体、女性団体、老人団体、福祉団体、いろんな団体があるわけですし、そういう団体からも年に1回ぐらいは意見を聞いてみるというふうな姿勢もあっているのではないかと、そう思うところでございます。

ぜひいろんな意味で要望を聞き、速やかに対応していただくと、そうしますと行政に対する信頼も深まってくるだろうと、そう考えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、町道の整備について伺いをします。

先ほどの答弁では、都市計画の見直しをしながら、この計画をきちんと立てていきたい、ホームページでこれは公表しているけれども、余り周知されていないのではないかと、これはわかりやすく工夫していきたいと、こういうふうなご答弁がございました。

私も幹線道路については、よその町村よりも小坂町はいいのではないかなと、そう思っております。ただ、町長先ほど答弁されたように、まだまだ1.5車線化されていない、非常に狭隘な道路、町道もありますし、道路を今度広げていきますと、橋がかかっていて、その橋が余り直されないと、橋のところで絞られてしまうと非常に曲がりづらいという箇所も多々あるわけですし、道路を改良する際には、その橋についても合わせてやはり予算化しながら改良していただきたいなと思いますが、建設課長、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） 橋につきましても、現在、その国土強靱化の中で国から最優先に

取り組むように言われておりますが、ちょっとやっぱり今議員の思っている橋とはちょっとやっぱり違って、少し長い橋のことを指しております。今、おっしゃるような狭くて短い橋というところは、なかなか正直言って手がつけづらいというところもございますし、いざ手をかけるとやっぱり多額の費用がかかるというところもありますので、すぐには手をかけづらいのかなというふうな感じを持っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 無理なことを申し上げていると思いますが、ぜひいろんな工夫をしていただきたいと思います。

それから、冬は道路が除雪で大分狭くなるわけですし、道路の余り端に行かないということとは当然なわけです。端に行けなくなりますから。ただ、夏場とか春から秋にかけては、だんだん高齢化、年とってきますと道路の端がよくわからない、特に夜なんかは私自身は昨今そうっております。ああ、年食ってきたなと自分自身で車を運転しながらそう思っています。

そこで、側線をきちんと引いてほしい。白いラインがあると、ああ端だなというのがよくわかるわけですので、いろんな意味で側線を、センターライン引くほど大きい道路ではありませんので、縁がわかるように、端がわかるように白い線引いてもらえれば助かるなど、そういう気がします。

それと、もっとできれば、反射材のついたポールをところどころにぽつぽつ立てられないものかなという気がしますけれども、これは難しいことなのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） 確かに区画線につきましても消えているところがたくさんございまして、ご迷惑をかけているという現状は認識しております。私どももできるだけ計画的に区画線を復旧していくように努めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、ポール等につきましても、そういった危険箇所がございましたら、危険除去のために積極的に対応してまいりたいと思っておりますので、ぜひそういう情報があったら教えていただきたいなとは、また、町民の方々からもそういった情報を得られるような仕組みというか広報をしてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 危険と思われる箇所にはガードレールとかそういうものが設置できれば一番いいのしょうけれども、そうでない形で今私が申し上げているのは、反射材で

のポールといいますか、そういうふうなことも考えられるかなと思いますので、ぜひご検討していただければと、そう思います。この点につきましてはこれでやめます。

次に、最後ですけれども、児童・生徒の健全育成についてお伺いをいたします。

まず、いじめについてお伺いしたいと思いますが、たまたまきのうの魁新聞に声の十字路という投書欄があるわけですが、ここに大仙市、大曲の高橋さんという方が、いじめられた側の思いということで投書が掲載されておりました。

たぶんお読みになった方もおられると思うのですが、いじめではやった側とやられた側の思いには天と地の差がある。いじめた側は軽い気持ちだろうが、いじめられた側はあいつにやられたという心の傷が一生消えない。どんな生き方をするかは人それぞれだが、誰かから一生恨まれながら生きるのは本当につらい。軽い気持ちでからかったり、悪口を言ったりしている子供がいたら、そんなことをしたらずっとその人に恨まれる。人の心はそういうものだ。だから他人の人格を否定するような軽率な行為は絶対にしてはいけないと諭すべきだと。こういう投書が載っておりました。

そこで、このいじめというのは、いろんな形で各学校にあると思うのですが、小坂町の状況としては、どういうふうないじめのパターンがあるのか、差しさわりのない程度でお知らせいただければと思います。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局（上野節子君） 小坂小中学校のいじめの実態についてですが、毎月生活調査というのを実施しておりまして、その中でいじめについてという項目があります。それを何らかのそこに記入があった子に対しては、担任の先生が面談をして双方への指導ということをしておりますが、それが月1回教育委員会に上がってまいります。

その内容は、毎月の定例教育委員会でお示ししてご報告しておりますが、悪口を言われたとか、あだ名で呼ばれた、あとは部活のときに無視をされているとか、そういう内容のものです。ささいなものについては、担任が双方の指導しましたという報告で、翌月、その次、その次というふうに継続して上がってくることがないので、まずその対応によって完結されたと捉えておりますが、やっぱり物を隠されたとか、そういう事案もたまにありますので、そういう点に関しては、心配な事案として学校でも担任だけでなく教頭先生、校長先生、あと養護の先生、必要であればスクールカウンセラーというふうにチームで対応していただいております。

やっぱり内容、ささいなことであっても双方にやっぱり心に何か問題を持っている場合と

というのが子供たちにありますので、その内面まで捉えられるように、丁寧に指導していただいておりますので、現段階で重大事案だと捉えているものはございません。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、いじめによる不登校とかそういうふうな閉じこもりとかというふうな状況は我が町にはないと考えていいのですか。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） いじめによるという、原因がはっきりしているものは実はございません。朝起きられないとか、やっぱり生活の乱れというところで不登校になっている子が少し出ておりますが、そちらについては家庭環境も影響しますので、保健師等とも連携しながら、福祉事務所、いろんな方に入っていていただいて対応しているところです。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 全ての事柄については現象があつて、それに対処していくというパターンになるわけですが、やはりそういう現象があらわれないように予防していく、防止していくといいますか、あらかじめ手を打っていくということについては、どのような形でその予防をされているのかお尋ねをします。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） そのいじめの調査の生活アンケートの関係ですが、そちらについては、記名式の調査になっていきますので、正直言って出てこない部分もないとは言いきれないと思っています。ただ、こういう状況を見たよという、そういう情報提供も子供たちからありますので、それについても対応はしています。

あわせて校長先生、教頭先生、養護教諭の先生、誰でもいつでも相談していいよということとは、いろんな場面で校長先生がお話ししておりますし、いじめに関しては、対応している先生たちの研修会ももちろんですが、子供たちにもそういう学習の機会を持っています。

また、教育委員会としては、学校以外の相談窓口もあるよということで、24時間いじめ相談ダイヤルとか子どもの人権110番とか、そういうどこにでも相談できるような一覧表をお配りして、保護者にも子供たちにもそういう情報は提供しています。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） では、教育長さんに伺いますけれども、教育長さんは今まで相談業務も何かされてこられたというふうに伺っていますが、県のそういう立場の中で、いろんな教育相談でいじめとか虐待とかというふうなことでの相談なんかは、差し支えない範囲

でご紹介いただければと思います。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（澤口康夫君） この職につく前のところで家庭相談員という仕事を務めさせていただきました。その部分で相談を受け付けていろいろ対応してきたわけですが、私のところにいじめがあってとか虐待があってというような相談はありませんでした。私のところに相談があったケースとしては、やっぱり学校になかなか行けない状況があると、それについてどういうふうに考えていけばいいのか、そのような相談が多かったです。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） ありがとうございます。

では、次に、虐待についてお伺いをしていきたいと思います。

虐待に関しては、親と子供、それにかかわる人たちの間に生じてくる事柄だと思います。昨今、日本全体が二極化しているのではないかと、こう言われております。1つの極では親、それにかかわる子供を育てている人が一生懸命熱心に子供のために何かをしようとする、そういう極と、それから全く私がかかわり合わないのだと、知らないという無頓着のスタイル、そういう二極化が日本では今進んでいるのではないかというふうに言われております。

虐待が起こる要因としては何があるのかと、学者の人方にはいろんなことを言われておりますけれども、大きな要因としては余裕がないと、社会の余裕がないことが要因ではないかと、そう言っている人もおります。欲しいものや必要なものがたくさんあってお金がかかると、お母さんは専業主婦ではいられない、仕事と子供の子育ての両立に迫られて、朝早く子供を保育所に預け、そして仕事をして、仕事が終わると子供を迎えに行って、帰ってくると夕食の支度、家事全般に追われると、全く余裕がないと。経済的な余裕、時間的な余裕、肉体的、精神的な余裕がない状況、こういう形の中からストレスが募ってくると。

自分の持っている容量といいますかキャパシティー、こういうものを超えてしまう、限界を超えてしまう、余裕がないものですから全てのものが限界を超えてしまう。そして、これが子供に当たっていくと、これが虐待のパターンになっているのではないかと、そう言っている学者もおる。

そこで、やはり早期発見して早期に手を打つということが肝要だと思いますけれども、我が町ではそうしますと、虐待に関してどういう手だてを講じているのか、もう少し具体的に教えていただければと思います。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 虐待に関しましては、一番は学校での目です。身体測定とかそういう場面での先生たちの目、それから理由がはっきりしないで学校を休んでいる、それが長期間にわたったとき、そのときは教育委員会にすぐ連絡をもらうことにしております。

それから、子供がうちに帰るのを嫌がる状況、それから家庭の中で何かが変化あったときというのは、どちらかというところの後者の2点については、学校と子どもクラブ S k i p のところでよく見えてくるものですので、それは情報を共有しながらというところなんです。

ただ、身体的にすぐ見てわかるような状況であれば、学校としてはすぐ児童相談所に通告するという義務がありますので、そこの辺は確認しているところですが、なかなかやっぱり判断し切れないところが正直なところなんです。教育委員会、それから保健センターが幼少のときから把握している場合が多いですので、情報を共有しながら連携をとりながらというところで進めているところです。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そこで、福祉課長に伺いますけれども、このまると支援とかという言葉を使っているいろんな窓口があるように聞いておりますが、そちらのほうではどういうふうな対応をされるのですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 虐待の発生したケースにつきましては、一般住民、それから警察、医療機関から児童相談所のほうに通告、あるいは通報されると、そういったケースにつきましては、その後に各市町村のほうにもそういった状況があるということについて通告がなされます。

また、先ほどの教育委員会の事務局長からもご答弁をさせていただいておりますが、町の乳幼児、つまり母子手帳の交付時から、要するに保健センターの保健師がかかわりを持たせていただいております。やはり年間二十数名の少ない子供でございますので、妊娠中から常にかかわりを持って、それで把握に努めると。

また、虐待になるおそれがあるというふうなことが把握できた際には、またまると支援班内、もしくは福祉課内での会議を開催をいたしまして、必要に応じて児童相談所のほうへ通告するケースもございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、児童相談所というのはどこにあるのですか。それ

から一時保護というのはどこで保護するのですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 虐待の発生の通告が児童相談所のほうに通告されます。具体的に申しますと、小坂町を管轄する児童相談所は北児童相談所、これは大館市の十二所の北部福祉エリア内に設置をしてございます。ここが県北9市町村を管轄する児童相談所となっております。

夜間、休日、そういった対応については、自動的に電話が中央児童相談所、秋田市に設置されておりますが、そこに通告をされると。必要に応じて48時間ルールというものがございまして、48時間以内に児童の安全を確認した後に、必要がある場合については、議員がおっしゃるとおり一時保護というふうな措置がとられます。一時保護所としては、秋田市の中央児童相談所内に併設されているほか、または、そこが14名の定数でございますので、やはりその一時保護できない場合については、委託施設と、委託保護という形で県内の14施設、児童養護施設等の14施設のほうに委託をして対応するというふうな内容になってございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） いろんなルートがあるということもわかりました。教育委員会の局長さん、この児童虐待の防止等に関する法律、俗に言われている児童虐待防止法ですけれども、これお読みになったことありますか、条文。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局（上野節子君） はい、さらりと読みましたが、全部頭に入っているかという自信がありません。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 私もこれ目を通してみました。児童虐待の定義としては4つあるのですね。1つには、児童の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。2つ目には、児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。3つ目には、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、食事を制限、少なくする、又は長時間の放置。保護者以外の同居人による行為、保護者としての監護を著しく怠ること。それから4つ目には、いろんな拒絶の対応をしてはならないというふうなことがかかれています。

第3条では、何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。とこう書いているわけでございます。ぜひ我が町には不幸な事態が発生しないように、やはり行政サイドが早くこれを対

応していかないと、一步間違えば、やはり悲惨な状態になると、早く見つけて早く手を打つと。

いろんな形で駆け込み寺といいますか、誰でも気軽に相談に行ける体制、そういうものをつくらせていただきたいと思います。やはり行政側が対応してくれないと、個々の家庭、個人ではなかなかどういうふうにしていけばいいのかなということを決めていくことは難しいわけですから、いろんな意味で、こういうことがあったらいつでも気軽に私どもに相談してくださいと、待っていますよという体制を教育委員会、町長部局で連携をとりながら、そういうことを速やかに進めていっていただきたいと思います、そう思います。

ぜひいろんな意味で、町長部局、教育委員会、足並みをそろえながら、子供たちを健全に育てていただきたいと、そういうふうをお願いをして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって10番、小笠原憲昭君の一般質問を終結いたします。

◇ 熊 谷 聰 君

○議長（目時重雄君） 次に、11番、熊谷聰君の登壇を求めます。

11番。

〔 1 1 番 熊谷 聰君登壇〕

○ 1 1 番（熊谷 聰君） おはようございます。

11番、熊谷聰、議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

さて、ことしの雪は少なく、道路の雪はもちろん、山や田の雪まで解け、春がどんどん足早に近づいているように思います。ことしの夏は冷夏だと予想されており、小坂町への観光客、農畜産物への影響が心配しておるところでございます。

それでは、今年度最後、そして平成最後の質問をさせていただきます。

4月には新しい年号が発表されますが、時代は目まぐるしく急激に変化してまいります。その中で、秋田県の人口減少は、県、町の施策を見ても人口減少には歯どめがかからない状況が続いております。県調査統計課は、2月1日現在の町の人口は4,915名、前月比19人減少していると、2月25日の新聞報道に記載されておりました。

小坂町では高齢化率が43%を超え、年々高齢者がふえていく傾向があります。その中で、

現在、町民の移動手段は主に町営バス、タクシー、自家用車ですが、きめ細やかな町民サービスと町民要望に応えるために、町では新しい路線の増設、また、高齢者だけでなく、低所得者に対する一定額で乗れるバスの運行などが可能であるかをお聞きいたします。

また、小坂町では、交通死亡事故ゼロ2,000日を達成しておりますが、昨今、高速道路などでの高齢者による逆走や停車時のブレーキ、アクセルの踏み間違いによる事故等もニュースなどで取り上げられる回数がふえており、小坂町も高齢化に伴い、人ごとでは済まない状況が続いていると思います。

高齢者による免許返納件数はどのように推移しているのか、また、今後、免許を返納された方が移動手段をどのように行えるのか、近隣市町村と連携をとり、町内だけでなく町内外への移動手段をどのように考えているのかをお聞かせください。

以上、順次質問させていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、11番、熊谷聰君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 11番、熊谷聰議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、生活弱者に対する町の対応と交通手段についてのお尋ねであります。

高齢化が進行している中、高齢者等の交通弱者にとっては、公共交通等の移動手段は生活を支える上で大変重要なものとなっております。

現在、町内を運行しているバス路線としては、町営バス野口線と豊口タクシーが運行する上向七滝線の2路線であるほか、近隣市へ民間事業者による路線バスが運行されております。また、身体障害者手帳をお持ちの方にはタクシー利用券を交付し、安心して移動できるよう配慮しております。

町民要望に応じた路線増設につきましては、既存バス路線との重複運行は不可能であること、民間事業者の経営を圧迫するおそれがあることなどから、現時点では考えておりません。

2点目の高齢者の運転免許の返納状況につきましては、秋田県運転免許センターに問い合わせたところ、市町村ごとの件数は把握しておらず、鹿角警察署管内としては、平成29年は145人、平成30年は144人となっております。

返納した際の町の対応としては、現在特に実施しておりませんが、今後、前向きに検討していきたいと考えております。

民間事業者では、運転免許証を返納した際に申請して交付される運転経歴証明書を提示す

れば、タクシー乗車運賃やバス回数券が割引きとなるほか、町内では康楽館、小坂鉦山事務所、小坂鉄道レールパークの入館料金が10%割引きというサービスを実施しております。

3点目の近隣市町村との連携した交通手段につきましては、現時点では考えておりませんが、機会があれば近隣市と協議してまいりたいと思っております。

以上、11番、熊谷聰議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 11番。

○11番（熊谷 聡君） ありがとうございます。

町長の答弁で、2路線走って民間経営の圧迫とありましたが、私の考えをお聞きください。

これは、私の提案であります、先ほど配付した参考資料をごらんください。一部の地域住民の要望であります、主道路となる国道以外の道路を基本的に考えた路線になります。対象戸数は約850戸、時速約30Kmで1周当たりの所有時間は約25分、1周当たり8.5Kmとなり、この路線を参考に国道以外を走る路線をふやすことは可能か、また福祉車両などを使い、乗り合い走行は可能かをお聞かせください。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 議員がおっしゃられる、提案されています路線につきましては、先ほど町長の答弁でもありましたが、現在秋北バスさんが国道を中心に町内を走っている形です。それと重複する区間につきましては、新しい許可がないということになっておりますので、議員おっしゃられるルートについては、実際にはほぼ秋北バスさんは走っておりませんが、重複する区間も結構ありますので、なかなか難しいルートであるかと思っております。

○議長（目時重雄君） 11番。

○11番（熊谷 聡君） わかりました。

町長は昨日、小坂町行財政の大綱の中で、「当町において平成31年度は第5次総合計画の後期基本計画4年目に当たり、重要プロジェクトである定住促進、地元企業間の連帯による地域活性、安全な暮らし、地域づくりには引き続き取り組んでまいります」また、総務費の中では、「通学や高齢化の進行に伴う交通弱者の買い物、通院など民間のニーズに合った公共交通の維持、確保に努めます」と言っておりましたが、町長、この点について、さきの路線図と照らし合わせてお答えください。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今の示された路線を見てみますと、ちょっと自分も考えていなかった
ので、大変恐縮しておりますけれども、今ある既存の路線については、そういうふうな形で
やっていきたいと思っております。この中でも、逆にどのようにすれば、これが可能になる
かというところもちょっと勉強させていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 11番。

○11番（熊谷 聡君） ありがとうございます。

県内では、横手市、上小阿仁村、大仙市、北秋田市などがそれぞれの問題を抱えながらも
無人バスの運営、路線変更による高齢者の増加地域の共助体によるバス運行など、それぞ
れの地域の特性を生かして取り組んでいるようです。しかしながら、まだまだ課題はあるもの
の、試験運行から実証に至るまで、課題だけではなく成果も上げているように感じます。

住民の減少に伴い、地域の交通手段を守ることは簡単なことではありません。しかし、路
線編成時などに地域住民の声を取り入れることで利用者の増加、コストを減らしながら維持
していれば、現在よりも年間での利用者がふえた地域もあるようです。小坂町でもぜひこの
課題として取り組んでいただきたいと思います。

次に、小坂町の高齢者の運転免許の返納率の中で、返納者が41名と答えておりましたが、
追跡調査、またこの方々からの要望等は行政側で聞いているのかをお尋ねいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 高齢者の運転免許の返納者につきましては、小坂町だけのデータ
はございませんでした。先ほど町長のほうで答弁でもありましたけれども、鹿角警察署管内
だけのデータしか公表されておりませんで、平成30年の1月から12月までで144人というふ
うなことで、運転免許センターのほうからお聞きしております。ですので、個別の把握はで
きませんので、ちょっとどういう状態であるかということにつきましては、町としても把握
することは不可能かと思っております。

○議長（目時重雄君） 11番。

○11番（熊谷 聡君） 今後、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

町長は、平成31年度編成概要に将来世代への責任を果たすため、住民生活を守り町民サー
ビスの向上のため、限られた財源を有効活用とありましたが、ぜひこれに取り組んでいただ
きたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（目時重雄君） これをもって、11番、熊谷聡君の一般質問を終結いたします。

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 次に、3番、本田佳子君の登壇を求めます。

3番。

〔3番 本田佳子君登壇〕

○3番（本田佳子君） おはようございます。

3番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

先ほどの10番議員と同じ質問になりますけれども、ご了承願います。

1番目に、マイナンバーカードについてでございます。

以前にも2回ほどマイナンバーカードの交付についての質問をさせていただきました。マイナンバーカードを交付されることで、これからの私たちの生活で迅速かつ便利なサービスを受けることができるようになります。

以前、質問をしたときは、申請するときの書き込みや実際本人が窓口まで出向いて手続を行う、もろもろの手続等が面倒でわかりづらいなどの理由で交付がなかなか進んでいない状況でした。国は以前からマイナンバーカードに健康保険証の機能も持たせていく方向で検討しており、いよいよ2021年の3月には実施される予定となっております。

そこで、1点目、現在の交付状況をお知らせください。

2点目に、これからどのように交付を推進していくのかをお知らせください。

続きまして、2番目に、中高年の健康増進の取り組みについて質問いたします。

近年の私たちの生活環境では、主に中高年の働き盛りの方々にとっては、多忙なため運動する時間がとれない、特にデスクワークの方であれば、座っている時間が長く、体を動かすことに制約ができてしまいます。

こうした環境下では運動不足に陥り、生活習慣病のリスクが高くなる傾向にあります。そのために厚労省では健康増進事業実施要領などを作成し、市町村は健康増進事業の企画運営に関し、各関係機関と連携して医療及び福祉サービス、地域における健康サービス等と連携をとり、調整しながら積極的に進めていくこととしております。また、各都道府県は、管内市町村が実施する健康増進事業の支援を行うこととなっております。

以前にも町民課からご説明を受けた事柄ではありますが、町民にもっと親しみやすくでき

る方法はないかと思い、質問をさせていただきました。

1点目に、現在、中高年における健康増進運動状況をお知らせください。

2点目に、これからの町としての目標とするところをお示しください。

以上、町長答弁の後、不明な点については再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、3番、本田佳子君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、マイナンバーカードについてであります。先ほど10番議員にも答弁いたしました
が、同じ答弁になると思いますので、よろしくお願いいたします。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付きのＩＣチップつきプラスチックカードであります。このカードで本人確認のため身分証明として利用できるほか、自治体サービス、電子証明を利用した電子申請など、さまざまなサービスへの活用が期待されるものであります。

1月末現在の小坂町のマイナンバーカード交付数は、人口5,235人中510人、率にして9.74%となっております。秋田県全体の交付率は9.57%で、県内で一番高い交付率は東成瀬村で13.02%、次に秋田市11.83%、3番目は鹿角市で10.66%となっており、小坂町は第6番目であります。

交付内容を見てみますと、身分証明として使用する高齢者と税申告を初めとする各種の行政手続に使用する方が多いものと見ております。免許証等の顔写真がついた本人確認証明を持たない高齢者にとりましては、大変便利なものでないかと思っております。

このほかの活用方法としては、スマートフォンやパソコンからオンラインで各種行政手続の申請ができることになっております。現在、町では、母子健康・児童手当・保育・児童扶養手当の4分野15種類において、利用可能となっております。

今後は、他市町村の動向を見ながら、町として取り組み可能な分野のサービスから検討していきたいと考えております。

次に、中高年の健康増進の取り組みについてのお尋ねであります。

町では、第5次小坂町総合計画後期基本計画に掲げる「生涯を通じて健康に暮らせるまち」を基本理念とした第2次健康増進計画を平成30年3月に策定いたしました。

計画期間を平成39年度までの10年間とし、町民の健康づくりの総合目標として健康寿命

の延伸を掲げ、この目標に向かい、健康増進の基本要素となる「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・心の健康」、「歯・口腔」、「たばこ・アルコール」、「感染症」の6つの分野について事業を展開しております。

中高年の方々を対象とした健康増進運動事業では、これまで「メタボ予防のための健康教室」、「骨粗しょう症予防教室」、「スクエア・ステップ講座」などのさまざまな運動教室を開催しているほか、例年開催している「健康のつどい」などの中で、「脳卒中予防」、「糖尿病重症化予防」、「認知症予防」などに関連した講演会を開催し、町民の健康に対する意識の向上につながるよう健康教育を実施してまいりました。

しかし、参加される方々は、一般に健康意識の高い方が集まる傾向にあり、健康づくりの取り組み自体に興味のないいわゆる健康無関心層へのアプローチが課題であると捉えております。

国民の約7割が健康づくり無関心層であるとも言われ、中でも40歳から60歳までの働き世代の方が多いと考えられ、健康意識の向上を促すため、こうした健康無関心層を動かし、さらには継続されるプログラムをどう提供できるかが、今後の鍵となるものと考えております。

秋田県では、平成25年に国が示した「国民の健康の増進と総合的な推進を図るための基本的な方針、第2次健康日本21」を受け、「第2期健康秋田21計画」を策定し、10年後「健康寿命日本一」を目指すため、平成29年7月に全市町村、医療保険、経済、健康づくり団体など、91団体からなる「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」が設立されました。官民が一体となって健康づくり運動を展開しています。

町では、健康づくり人材「ヘルス・ハッピー・チャレンジャー1,000人育成」を宣言し、昨年10月から月1回ペースで養成塾を開催しております。養成塾では、健康指導のほか、腰痛・肩こり体操を初め、多岐にわたる内容としており、中年層も参加できるよう配慮し、夜に開催した結果、参加者のほとんどが65歳未満の方で、仕事帰りに参加いただいております。

これまで5回開催し、46名の方からご参加いただき、3回の受講で「ヘルス・ハッピー・チャレンジャー」として認定させていただいた方がきょう現在18名となりました。健康無関心層や働き世代の方々への参加促進にも一定の効果があつたものと考えております。

自身の健康意識を高め、中高年の生活習慣の改善を推進するため、より多くの健康意識の高い人材を育成し、「ヘルス・ハッピー・チャレンジャー」の方々が家庭や職場、地域で自身の経験や健康づくりについてお伝えいただくことで健康の輪が広がり、さらには口コミに

よる情報拡散がなされ、健康無関心層に呼びかけるための有効な手段の一つであると考えております。

今後も、「毎日10分程度の適度な運動の継続」、「適切な食生活として1日プラス70gの野菜」、「禁煙」、そして「定期的な健診で自分を知る」に重点を置き、健康分野と教育委員会体育分野、関係団体等とより一層連携を図りながら、町民の健康寿命延伸に向けた事業を強化してまいりたいと思っております。

3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ご答弁ありがとうございました。

先ほども言われたとおり、小坂町での状況は理解できました。さらに進めていかなければならないということもよく、先ほどと同じでございます。国では、これから消費税引き上げに伴う反動減対策として3つの消費活性化策を実施することとしております。2019年には商品券の、今年度になりますけれども、発行並びにクレジットカードなどのキャッシュレス手段による買い物に対するポイント還元が実施されます。

さらに、2020年にはマイナンバーカードを活用した消費活性化策が実施される予定ですが、これらの施策に対する準備はできているのかどうかお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 確かに今の消費税増税によりまして、国からいろいろ施策等示されておりますけれども、実は具体的なものはまだ詳しく届いておりません。特に、マイナンバーカードを使つての部分、2020年4月から行うということで情報は来ておりますけれども、具体的なものとしてはまだ来ておりませんので、またわかり次第、町のほうとしても対応してまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） 具体的にまだそういう対策が取られていないということでしたけれども、これから特に、2020年の実施するマイナンバーカードを活用した消費活性化策はもう既に2017年度から事業がスタートして、マイキープラットフォームというのを活用した自治体ポイントの事業システムの活用を基本として実施される見込みというふうにして伺っております。

平成29年度以降、総務省から事業の参加の呼びかけ等とかがあったと思いますけれども、

当町においてはどのような状況でありますか、お伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 今、おっしゃられたものについては、町としては登録しております。今後、その部分についていろいろ情報を得ながら進めていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

秋田県では、なかなかそのインターネットとかそういうものが取りそろっていない中で、早い対応だと思います。

また、次の質問ですが、秋田県におけるマイナンバーカードの取得キャンペーンとかの取り組みとかの状況は、小坂町はどういうふうになっておりますか、お伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 県としてのキャンペーンという形では取り組んでいないというふうな認識でありますけれども。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ちょっと質問の仕方が悪かったのですがけれども、小坂町としてそういうキャンペーンの取り組み、取得促進のキャンペーンの取り組みとかそういうことはやられていないのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 町としては、現在、特にキャンペーンという形ではやっておりません。先ほどの小笠原議員のほうにもお答えしましたがけれども、今後、そういう形で近隣の町村の動向を見ながら、少しサービスの向上に努めるようなことはできるかどうか検討してまいりたいと思います。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

ぜひ、取り組んでいただけるとありがたいと思います。

また、コンビニにおける、先ほども10番議員がおっしゃったのですが、コンビニにおけるサービスができるようになった自治体もふえてきております。また、今後、全国的にそのマイナンバーカードが普及していろいろなサービスを受けることができる上に、ポイントも利用可能になって、また、健康保険証として利用すると決まっていることから、より円滑にマイナンバーカードを発行する必要があると考えますので、どうか今後の取り組み、よ

ろしくお願いいたします。

以上で、マイナンバーカードについての質問を終わります。

続いて、中高年の健康増進の取り組みについての再質問でございます。

小坂町では、以前から地道に進めてきた高齢者を対象にお元気クラブやお達者塾、あとスクエア・ステップなどの地域支援事業、また町民全体の運動を促すためのスポーツ、パークゴルフ大会やチャレンジデーなどに参加するなど、さまざまな活動をしていただいているということは承知しております。

特に、地域包括で行っている地域支援事業を継続していただいているおかげで、今まで外に出てこれなかった方がこの企画によってゲームなどを通して楽しく運動することができるとともに、また、みんなと顔を合わせてお話しができるというので楽しいということで、とても好評のようです。

以前よりも元気になって活動的になった方も、我が地区でもいらっしゃいました。あわせてひとり暮らしの方の安否確認もできていることから、今では大分定着もしており、高齢者の方にとっては、安心でき、健康にも成果がでてきており、とてもよい事業だと高く評価しております。

しかし、問題なのは中年層の方で、先ほども町長のご答弁にありましたけれども、無関心な方のところがちょっと問題となっております。中年層に対してもメタボ対策で健康教育を実施して指導を受けておりますが、私も含めて栄養管理だけの健康維持は難しく、やはり体を動かすことが一番だと思います。また、メタボや生活習慣病の予防や解消につながる率が高いスポーツを何とか体を動かすことをしたいなというふうにして思っております。

しかし、なかなか運動のきっかけがつかめないで、運動不足になっているのが現状でございます。自然と体を動かす何かよいきっかけがあれば、さらに健康増進につながるものと思っております。鹿角市ではたんぽ小町体操と称して親しみのある音楽と歌詞で体操をして運動を促すといった取り組みもしております。

小坂町では、何か新しい取り組みがあるのであれば、お伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 高齢者の方々を対象とした事業につきましては、議員のほうからお褒めの言葉をいただきまして本当にありがたく思っております。

今後とも65歳以上の方々を対象とした介護予防重視型のやはり充実、それに対する事業を努めていきたい。ただ、ご指摘の40歳、働き盛りと言われます40から60歳までの中高年の

方々に対するアプローチというものが意識づけ、動機づけ、そういったものを今後どういうふうにしたらいのかということについては、現在検討してございます。

しかしながら、行政の側から一方的な形でやはり事業実施、そういったものをやれば、当然継続性がやはりかなり厳しくなるだろうというふうなこともございますし、昨今厚生労働省とそれからスポーツ庁がようやく動き出しまして、健康づくりにスポーツを取り入れる形で国全体でも考えましょうというようなことも示されてございます。

その動向を踏まえながら、町としても教育委員会の体育分野と連携した形でこういった形でのアプローチがいいのか、そういったものについて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

今、お話しいただいたように、健康増進事業については、幅広く厚労省やスポーツ庁との連携をとりながら進めているとお伺いいたしました。

その中で、教育委員会のスポーツ推進において、もしお答えができるのであればいいのですけれども、その取り組みがもしありましたらお知らせください。

○議長（目時重雄君） 事務局長、教育委員会。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 教育委員会の体育事業となりますと、どちらかという
と体協主催のスポーツ大会だったりとか、競技志向というところがすごく強い、少年団、スポ少の活動助成とかというところで、どうしても競技志向というところが強くなっておりましたが、来年度、社会体育の基本方針にあります、掲げていますが、生涯スポーツを通じた町民の健康づくりというところを基本方針に掲げております。

来年度は、健康づくりを目的に事業展開している国保事業と共催でヨガ教室、またウォーキング教室、水泳教室を開催する予定としています。少し、町民の健康というところの事業というところに目を向けて進めていきたいと考えております。運動不足と言われる子育て世代や、あと働き盛りの、先ほど来出ています40代から60代というところの方が参加しやすいように、夜間での実施時間とかというのでも検討していますし、一番ネックになるのが、実はいろんな教室をやるときに、講師がなかなかいないというところがネックになっています。

大抵はほかの町外の講師を見つけてお願いしているわけですが、講師の育成というところもすごく重要だなというふうに考えておりまして、現在、スポーツ推進員さんに30代、40代、また女性の方を入れて、県の講習会とか研修会に参加していただいたりしております。

また、来週開催します13日ですが、インターバル速歩研修、こちらは今、由利本荘市で高齢者向けに盛んに行われているものですが、急いで歩くとゆっくり歩くということを繰り返して運動することで、筋力、持久力が向上する。骨密度の増加とか、生活習慣病のリスクを改善させる効果があるというふうに今大変評価をされています。この研修会をスポーツ推進員さん向けに開催して、いずれ指導者として町民に広げていけるような、そういう活動をしていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ご答弁ありがとうございました。

いろいろと体協のほうでも動いていただいていることを認識いたしました。また、新たなそのインターバル速歩ですか、というふうにして私たちもちょっとわからないというか、新しいスポーツとかも取り入れているのだなというふうにして認識いたしました。

また、講師の育成も大事で、なかなか人員も集まらない中で、これからスポーツ推進員のほうにそういう教育をしていくというか、講習をしていくことで町民に新しいものを伝えていけるのではないかなというふうにして感じました。

健康増進のために体を動かすことは、本当に大事なことで、私も選手やっておりましたので、本当に今まで動かしていたのをやめると逆に病気になるような、そういう不健康なことにもなりますし、本当に忙しさに流されて体を動かさなかったことで今も生活習慣病とかいろいろな病気がふえていっているのではないかなというふうにして思っております。

町民課、また教育委員会の体協のほう、またそういういろんな広い分野ではありますけれども、横の連携を持ちながら協力し合いながら、町民の健康を保っていったらいいのかなというふうにして感じております。

病気した方はよくわかると思いますけれども、健康な体があつてこそ日々の生活が成り立っていると思います。スポーツも、体を動かすことも毎日少しでいいから続けなければ、やっぱり持続というのが大事だと思いますので、その無関心な方も目を向けることができるように、目先を変えることでまた体を動かして、健康な体を維持できるものと思います。

町民が健康ではつらつと毎日を過ごせますよう心からお願いを申し上げまして、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） 今、町長から発言求められましたので、許可します。

○町長（細越 満君） すみません、先ほどの答弁の中で健康づくり人材ヘルス・ハッピー・チャレンジャー100人育成というところを間違えて1,000人と言ってしまったようですので、

訂正しておわび申し上げます。

○議長（目時重雄君） これをもって、3番、本田佳子君の一般質問を終結いたします。

なお、この後、1番議員の一般質問あるわけですがけれども、発言の内容からしまして、昼食休憩をとらせていただきます。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

◇ 鹿兒島 巖 君

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、一般質問を再開します。

1番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

1番。

〔1番 鹿兒島 巖君登壇〕

○1番（鹿兒島 巖君） 1番、鹿兒島であります。

議長に発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は、本定例会で3つの課題について、一般質問の通告をいたしました。

まず、第1は、介護保険についてであります。介護保険を含む福祉にかかわる施策については、福祉総合計画、地域福祉計画により当町は積極的に取り組みが進められているというふうに認識をしているところであります。

特に、包括支援センターが核となって福祉関連事業者、町民との連携により、いち早く他自治体に模範となる取り組みが進められていることについては高く評価をしていることであることを前段申し上げた上で、しかし、それでもなお、今後の町民の状況、町の施策の方向を考えた場合、特に介護保険にかかわる課題について問題を提起していかなければならないと考えるところであります。

介護保険制度は、3年を1期として保険事業を策定し、現在は第7期の1年目、そして2019年度からその第2年目ということになります。町の総合計画との関係では、第5期総

合計画・福祉総合計画にかかわっており、この福祉総合計画による各施策の中に位置づけられて取り組まれて、この４月で２年目を迎えるということになるわけですが、介護保険計画の進捗の状況と今後の取り組みにかかわって、３点伺いたいと思います。

まず、第１点目は、初年度における介護保険事業の各サービスの進捗状況、実績はどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

第２点目は、第７期での法改正に伴う対象変更、報酬変更による事業所の経営への影響はどうか、特に通所サービスを担う事業所への影響が大きいと聞くところではありますが、この状況についてどのように受けとめられているか、お聞かせをください。

そして３点目ではありますが、介護を必要とする町民、介護を支える地域、町民、そして事業者への町独自の支援策が必要と考えますが、所見をお聞かせいただきたいと思います。

次に、臨時職員等の処遇について伺います。

臨時職員等の処遇につきましては、これまでも改善を求め、この間一定の取り組みがなされてきたと認識しているところではありますが、しかし、臨時職員等の勤務実態、職務の内容からして、その処遇は十分とは言えないと考えるところでもあります。

そこで、端的に伺いたいと思います。

臨時職員等の配置実態とその処遇はどうかという点であります。質問通告とともに関係する資料を請求をいたしまして、既にいただきましたので、それは各議員にも今、配付をさせていただいておりますので、そういう実態を見ながら答弁を含めてお願いをしたいと思います。

もう一つは、こういった実態の中で、まだまだ不十分という認識をもとに勤務実態に合致した処遇改善が図られるべきと考えておるところでありますけれども、所見をお聞かせいただきたいと思います。

３点目は、市町村連携「圏域」構想についてであります。

総務省に設置された「自治体戦略2040構想研究会」は、第１次、第２次報告書を発表し、さらにその内容を法制化すべく第32次地方制度調査会を開催し、論議を行っているところがあります。そして、その議論の柱は、2040年ごろにかけて我が国に迫りくる内政上の危機に対応する地方行政のあり方として、次の４点を主要な柱としているところでもあります。

第１点目は、スマート自治体、ＡＩ等の活用で従来の半分の職員でも運営できる自治体、２本目が、公・共・私による暮らしの維持、自治体サービスの供給者から公・共・私が協力し合う場を設定するプラットフォームビルダーに変える。３番目の柱が圏域マネジメントと

二層制の柔軟化、圏域行政の都道府県、市町村の二層制の柔軟化。そして4点目を東京圏のプラットフォーム化、首都圏全体で医療・介護・予防等を支える体制の構築、この4点としていると聞くところであります。

そこで伺います。この中で、3点目の圏域マネジメント、これは新たな市町村連携圏域構想と言われておりますけれども、これを創設することについて、さきの大合併で合併せずに自立の道を選択した自治体として、この構想をどのように受けとめているか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、答弁いただきまして、改めて各設問についての再質問をさせていただきます。

以上であります。

○議長（目時重雄君） それでは、1番、鹿兒島巖君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 1番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、介護保険についてのお尋ねであります。

介護保険事業計画の進捗状況についてであります。町では第5次小坂町総合計画に掲げる基本目標の達成のため、その具体的な施策を位置づけるとともに、人口減少と生活スタイルの多様化による福祉ニーズの複雑化に対応することを目的に、小坂町福祉総合計画を平成30年3月に策定いたしました。

その福祉総合計画の柱の一つである、第7期介護保険事業計画の初年度である本年度の進捗状況についてでございます。

本計画は、平成27年度から29年度までの3カ年にわたる第6期介護保険事業計画で位置づけた介護予防重視型の施策をさらに強化するとともに、介護サービスの安定的な提供体制の構築支援、地域包括支援センターの体制強化などを位置づけております。

このうち、今年度の実施分として位置づけた大きな取り組みとして、短期集中型の介護予防サービス、特別養護老人ホームの増床の2つでございます。

短期集中型の介護予防サービスについては、町地域包括支援センターと町社会福祉協議会が連携し、生活不活発病等の虚弱高齢者に対し、個別・集中的な機能訓練による生活の質の向上支援を目的として、平成30年11月から実施しております。

また、特別養護老人ホームの増床については、同じく平成30年11月に稼働率が低調であった小坂ふくし会・あかしあの郷のショートステイ10床を減床し、特養へと転換させる形で

増床を図り、在宅で介護を受けながらの生活困難となった方、その家族に対する支援の拡充を図ってまいりました。

この2点については、実施から半年が経過していない状況であり、その評価はいささか困難ではありますが、少なからず介護予防メニューの多様化や介護予防入所待機者の減少等、一定の成果につなげることができたと考えております。

引き続き、介護保険事業の運営状況には注視しながら、来年度以降も着実な事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

また、介護事業者の経営状況に関するお尋ねであります。事業収入に大きくかかわる介護報酬については、去る平成30年4月には介護報酬の改定が行われ、全体でプラス0.54%の改定率でございました。これに加え、この秋に予定されている消費税の増税に伴う介護事業者の負担増への対応、加えて消費税増税による財源を活用した介護職員等の処遇改善を図るため、本年10月には介護報酬のプラス改定が行われます。

こちらは、2月13日に国の審議会での議論が終結し、0.39%のプラス改定となる予定で、これとは別に介護職員の処遇改善のための新しい加算も設けられることになります。議員のご質問にある通所介護についても、同様にプラス改定となる予定でございます。

このように、介護事業者の経営環境が目まぐるしく変わる状況ではございますが、高齢による介護が必要な状態になっても、必要な方に必要な介護サービスによる支援が提供されるよう、町内の事業者の経営状況を注視していきたいと考えております。

こうした中で、町独自の支援策の必要性についてでございますが、こうしたプラス改定が予定されていること、また、町の財政状況を考慮しましても、現在のところ独自に支援を行う必要はないと考えております。

しかしながら、町内の介護事業者、とりわけ通所介護等の在宅向けのサービスの経営状況が悪化しているものと認識しております。これは状态的に軽度な方の利用が人数、日数ともに全国平均より多いことが挙げられます。

こうしたサービスの利用によって、状態改善の維持につながっていることも確かでございますが、自立支援、重度化防止、そして事業者の経営の安定の観点から、適切なサービス利用のあり方を検討してまいりたいと考えております。

一方で、人口減少に伴う介護職員等の確保が困難になっていること、介護のリスクが高まる75歳以上の人口が減少傾向にあること、これまで介護予防を重視した施策の展開による一定の効果により、将来的に従来と同様の形態での介護サービスの提供は困難になると予想し

ております。

中長期的に持続可能な介護サービスの提供のあり方について、介護サービス事業所の統廃合や効率化等の具体的な対応を講じていく必要があると考えております。

これらは、町内の社会福祉法人の事業経営の方向性にも大きく影響するため、町が必要な調整や情報提供を行うなど、リーダーシップをとる形での支援を講じてまいりたいと考えております。

2点目の臨時職員等の処遇についてのお尋ねであります。

小坂町では、平成30年度において、正職員以外でフルタイム勤務する臨時等職員として、事務補助員、保育士、介護支援専門員、歯科衛生士、納税相談員、給食調理員、学校生活サポーター及び図書館・郷土館長など42人を任用しております。また、短時間勤務の臨時職員等としては27人を任用しております。

フルタイム勤務の職員に対しては、平成26年以降において、通勤手当の支給、年次休暇の付与、資格を有する業務の職員の月給制導入などの処遇改善を行ってきたところであります。また、短時間勤務職員も含め、賃金単価の引き上げ等も秋田県における最低賃金の改定や鹿角市及び大館市の動向を参考に適宜実施しているところであります。平成31年度においても、賃金単価等についてその引き上げを検討しております。

なお、月給制による職員に対する支給月額については、同一職種での近隣自治体の月額及び町内外の民間の同一職種期末手当を含む年収額をもとに算定し、総額において均衡がとれる額としております。

臨時職員等の処遇改善につきましては、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行うために、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規定等の整備を図るとともに、期末手当の支給を可能とすることとされました。

これにより、各地方公共団体においては、これまでの臨時・非常勤職員制度の運用を抜本的に見直す必要があります。

町では、平成32年4月からの運用を目指し、現在、臨時・非常勤職員の実態の把握に努めていて、ことし9月の定例議会には関係条例（案）の上程を予定しております。

1番議員の質問にあります職務実態に合致した処遇改善につきましては、今回の見直しに合わせて実施してまいります。

3点目の市町村連携「圏域」構想についてのお尋ねであります。

高齢者人口がピークを迎える2040年ごろの自治体が抱える行政課題やその対応策を検討するために、「自治体戦略2040構想研究会」が平成29年10月に総務省内に設置され、昨年7月に報告書を提出しております。

その報告書の内容の一部としては、「2040年ごろにかけて迫りくる我が国の危機を乗り越えるべく、地方自治体も持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるような環境を整えなければならない。そのためにも、個々の市町村が行政のフルセット主義から脱却し、圏域単位で、あらゆる圏域を越えた都市・地方の自治体間で有機的に連携することで、都市機能等を維持確保し、人々の暮らしやすさを保障していく必要がある。」と提言しております。

第5次小坂町総合計画には、「広域的に連携するまち」を掲げ、今後の人口減少・少子化の進行に対応して、持続可能なまちづくりを進めるため、近隣自治体との連携による共同課題解消を進めていくとしております。

既に、鹿角広域行政組合との事務の共同処理を行っているほか、上十三・十和田湖広域定住自立圏及び大館圏域定住自立圏構想に基づいた広域連携を図っていることから、今回の圏域構想については、前向きに捉えておりますが、今後の具体的な議論について注視してまいりたいと思います。

以上、1番、鹿兒島議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、介護保険について改めて伺いたいと思います。

この問題につきましては、昨年の3月議会で第7期での改定内容にかかわって何点か質問をさせていただきました。

答弁にも若干触れられておりますけれども、特に、この第7期での改定では、介護についての報酬の改定ではなく、報酬の改定によって介護の内容が変わってくる、例えば訪問介護での利用回数への検証制度や身体介護と生活介護での報酬上の格差という特性、もう一点は介護保険からの卒業を目指す自立支援の取り組みを重視しているという特性がある。この点を指摘して、問題にかかわって質問をしたわけであります。

そして、自立支援については、施設等の機能回復加算については作業療法士などの人材確保が大変難しい、できないところが多いと認識している、そしてまた、医療と連携している

ところでは、そういう方向に行くと考えているというようなことも指摘をさせていただきました。

町としては、基本的に在宅介護を推進していきたいと考えており、退院後の機能回復といった方での短期集中サービス、これ6カ月から1年間というお話でありましたけれども、この間での体力回復、増進事業を推進していきたいというふうに答弁をされているわけであります。

そこで改めて伺いますが、今、集中的にこの取り組んでいきたいという施策について、この間どのような進捗があったのか、お答えいただきたいと思います。第7期改定によって内容的に変わった介護の中身、そして先ほど答弁で紹介をした退院後の機能回復といった方での短期集中サービス等での体力回復増進事業、これを推進していきたいということについて、この間どのような進捗状況にあったのか、まず、この点をお伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） お答えさせていただきます。

前回の介護保険事業計画の中で平成27年から29年度までの中身については、総合事業をいち早く県内でも取り込みしながら、在宅のサービス拡充に努めたという結果でございます。そして、今期の計画の中で……

〔「すみません、もうちょっと大きな声で」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（西谷浩一君） 失礼しました。

今期計画しました短期集中サービスにつきましては、現在、社会福祉協議会のほうに理学療法士1名を採用していただきまして、それで昨年12月から在宅の方4名の方に対して短期集中の基本的に機能訓練向上等の訓練をしていただきながら、一旦2月末で終了をさせていただいて、今後、その方を含めて今後在宅での支援のあり方について、どういうふうにしたらいいのかということについて現在検討をしているというような状況でございます。

短期集中でございますので、期間についてはおおむね3カ月から半年間を集中的に在宅の方を支援するというような内容になってございます。

また、来年度、平成31年度につきましては、5月から恐らく新しいクールという形で、また短期集中の予防対策について行っていくというような状況で考えております。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 大体わかりました。

そこで、次、第2点目にかかわってでございますが、第7期での対象変更、それから報酬変

更による事業所の経営への影響についてでありますけれども、この変更によって、例えば施設入所、特別養護老人ホーム入所の要件が要介護3へ変更されました。以上にね、要介護3以上は入れるのだというふうに変更されて、要支援1、2のデイサービスやヘルパー派遣が一方で介護保険から除外されて、町の総合支援事業へ移管となったわけであります。

実は、このことによる事業者への影響というのが相当あったというふうに聞いておりますけれども、私が議長の許可をいただいて配付をさせていただきました資料、これをごらんいただきたいわけでありますけれども、総合福祉計画での計画期間の高齢者数、要介護認定者数等の見込みによれば、総人口の動向、その中での40歳から64歳までの動向、そして65歳以上の動向、いずれも減少傾向になっているわけであります。

一点、この資料の中で訂正をお願いしたいところがございます。申しわけありませんが、計画期間の推移の表の平成37年度の下に参考台9期となって、これの第の字が違っておりますので、訂正をお願いしたいと思います。この表を見ていただければわかるような状況になっております。

また、要支援、要介護認定者については、若干の増減は見られますが、ほぼ横ばい、そして介護保険サービス利用対象者では横ばいの推計となっていることがわかります。

しかし、町の介護予防や総合事業が進むことによって、この推計よりさらに少なくなるのではないかと現在の状況を見ると考えざるを得ません。そうであれば、事業者は介護報酬の減少へと誘導され、厳しい経営状況を招くことになるのではないかと考えるところであります。

現に、平成30年度での事業所のサービス利用状況を聞きますと、利用者の減少傾向がかいま見えて経営に危機感を持っているという状況を聞くところでありますが、この点についての所見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 在宅型のサービス提供事業所の収支に関しましては、かなりやりきつくなっているだろうというふうには認識しております。

しかし、現行の制度改正の中で、今年度、来年度、平成31年の10月には新たな処遇改善加算等々含めまして、今回の単価については、2.13%程度上乗せなるだろうというふうに予想されてございます。

ただし、議員のご指摘のとおり将来を考えた場合に、当然、事業所のやはりやりくりが大変になるだろうということは考えられますので、先般2月26日に町の社会福祉法人の代表

者の方々を集めまして、今後の介護保険事業所のあり方、それから町全体の福祉のあり方について意見交換をさせていただいてございます。

現状につきましては、計画時よりも全体では介護認定者数310名ということで予想しておったわけですが、現状1月末現在で305人というような形で的人数となつてございます。

しかしながら、人口が減少する、それに伴いまして高齢化率は上がるものの、高齢者の数も当然減ってくるというように予想してございますので、次の第9期に向けてどのような在宅などのサービスは事業所のあり方について、平成31年度中に実際に事業所の方を交えた形で議論をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） 特に、通所系の事業所関係については、利用者数の減少傾向、あわせて介護報酬の問題でも厳しい状況にはなるのではないかという提起をしたわけですが、一方で、これは例えば10月から報酬改定があるから、その中で報酬が保証されてくるから大丈夫だろうというようなこと含めて答弁をされているわけではありますが、そこでこれは第3点目にかかわる問題でありますけれども、国は現在、第8期となる2020年度の改定に向けて厚労省の社会保障審議会介護保険部会で論議が開始をされたというふうに聞いておりますけれども、その論議の方向といいますのは、2025年度以降に現役世代人口が減少することに伴う介護サービスの担い手不足に対応することは新たな重点課題だというふうに強調しておりますね。

検討課題として、介護予防、健康づくりの推進や保険者機能の強化、認知症対策など5項目が提起をされております。

事業計画では、高齢者自身が介護サービスの担い手となることで介護予防にもつながるとして、介護予防、健康づくりを強化したいというふうな方向で論議が進められているというふうに聞くところであります。

そして、また、第7次から始まっている機能回復加算を得るとすれば、それに対応できるスタッフの配置にかかわる経費増の問題、また、その経費をかけても将来的に要介護者数の増加が見込めない実態からして、こういう方向だとますますこの事業者は厳しい経営状況に強いられるのではないかという問題点も浮き彫りになっております。

これは全国の日本の国の人口動向として高齢者の人口動向等々考えると、もう既にピークから下降線になっている利用者の状況に対応する方策として、本当にこれでいいのかどうなのかという論議が一方ではあるというふうに聞いております。

具体的に言えば、第7期から始まった2018年度での介護報酬は全体でプラス0.54%改定されたというふうに言われている。先ほど答弁の中でもプラス改定があったという答弁をしております。しかし、このプラス分の多くが加算報酬であったわけですね。基本報酬では逆に0.5%にとどまっていて、報酬配分は医療対応やリハビリに重点的に配分されていたわけです。生活を支える介護サービスには薄いという状況で改定されたと。これはしっかりと認識しておく必要あるのではないかと。

全体的には先ほど言ったプラスになっていると言うけれども、中を見るとそうではないということ、そして、通所介護サービスでは基本報酬が最大7.3%もの引き下げとなっております。逆に引き下げられているのです。このことが事業所にどのような影響を与えるかということについては、具体的にやはり把握する必要はあるだろうと。この引き下げの影響は、2018年度1月から12月のこの1年間で各営業所、事業所等に影響しておりまして、実際には通所短期入所事業所で全国で41件の倒産が出ております。

このように、介護を必要とする町民、介護を支える地域、介護を支える事業者への町独自の状況、支援がなければ、特に我が町のような、いわゆる頭打ちになっている状況では、これから下降線を迎えるという人口構想、そして利用者の状況等考えれば、何とか町で支える策をとっていかないと事業存続そのものが非常に厳しくなるのではないかとというふうに考えていますが、もう一度この点についての見解と町の対応策の必要性について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 現在の通所事業所につきましては、町内に4カ所ございます。そのうちデイサービス事業、通常のデイサービス事業を行っておりますのが地域密着型含めまして3カ所、それから認知症対応型の通所介護事業所として1カ所ございます。

議員のご指摘のとおり、当然これから将来やはり考えた場合に、利用者のやはり減少というものも想定されると、それからご指摘のとおりそれを補うための介護職の当然確保についても非常に厳しいものが出てくるだろうということも予想してございます。

まずは、平成31年度中に先ほど申しました社会福祉法人、小坂町社会福祉協議会、それから小坂ふくし会、交えまして、まず平成31年度中には今後の将来の通所介護事業所、デイサービス事業所について、例えばそれを統合した形で、今現在の3カ所でいいのかどうか含めて、それで検討をしたいということについて、先月、各法人の代表者の方には申し入れをさせていただいております。

まずは、そこから少しずつ将来に向けた取り組みについて検討してまいりたいというふう
に考えております。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） 方向性はわかりました。その中で、特にお願いしておきたいことは、
いわゆる介護事業について、新たな事業に挑戦をする、しなきゃならない分野って出てくる
わけで、機能回復訓練等含めて充実させていかなければいけない。そのことで結果的に、例
えば介護保険の負担そのものが軽くなる方向って出てくるわけでありますから、そういうと
きに、その事業を行う事業所が必要な人員確保をしなければいけない、必要な資格、技術を
持った職員を確保しなきゃいけない、そのために事業所がやはり相当やっぱり努力しなきゃ
いけない、努力というのは、一定のお金をかけなきゃならないということなので、人材確保
のために。

そういう事業所の努力方向に向けて町が何らかの支援策というのは、やっぱりあってしか
るべきだろうというふうに思いますので、ぜひ先ほど答弁があったこれからの検討課題の中
で、そういうことを含めて事業所と十分討論を重ねていただいて、町の支援策をお願いして
おきたい、きょうはまた改めてその検討状況お聞きしながら、引き続きこの問題については
関心を持っていきたいと思いますので、この辺でこの問題についての質問を終わっておきた
いと思います。

次に、臨時職員等の処遇について改めて伺います。

地方自治体の臨時職員、いわゆる非正規雇用職員は、もともと学校医や弁護士などの専門
的な知識、経験を有する者を短期間採用することや正規職員に欠員が生じたときなどの一時
的、臨時的発生する業務に従事する職員、そういうふうに規定されていたわけであります。

そして、その枠で採用すると、しておったわけではありますが、この枠が法律的な位置づけ
を含めて曖昧なままだんだん拡大されてきて、今や常態的、常勤的職域に拡大され続けてき
たという状況であります。

これも既に配付をいただきました資料をごらんいただきたいと思うのですが、当町
における臨時職員の配置状況というのは、こういう状況になっております。人数的に全体で
68人、正規職員の数に匹敵する方々が雇用されている。

先ほどのお話では、この中でいわゆる常勤的な職員が42名、短期的な職員が27名これが
実績であったということであります。ちなみに、ことしの2月号ですか、町の広報に出てお
りました臨時職員募集要項ですか、これを見ますと、いわゆる保育士は七滝保育園を閉園に

するという関係で採用から外しておりますけれども、新たに学校非常勤臨時講師ということを入れて職種としては17種、同じなわけですが、こういう状況になっているわけであります。

まず、こういったこの状況、改めて、特にこの常勤的職員をここまで多く採用しているこの実態について、どういうふうに受けとめられているのか、この辺からまずもう一遍聞きたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） では、私のほうから回答したいと思います。

現在、正職員が76名ですね、現在は職員としては正式には76名となっております。そのほかの業務としまして必要な部分、特に技術、応用をしなければいけない職員等が必要な部署について、臨時的任用職員という形で現在は雇用している状況ですので、現時点では必要であるということから、任用しているということになります。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） そこで、この中で、特に常勤的な職員、常勤的で非正規職員という状況が常態として、本来は正規職員が担うべき職務に責任を負って勤務しているという実態だと思います。全く責任がないわけじゃないわけで、同じような責任を実態として負わされながら仕事をしているということだと思います。臨時職員、非正規職員だから行っている、携わっている業務での責任はないのだということではなくて、責任を逃れられない仕事をしているというふうに思います。

こういった職種については、本来的にはやはり正職員の採用として対応すべきだろう、それができない場合は、少なくともその担う業務と責任に相応する処遇、賃金の引き上げや一時金の支給あるいは経験によるスキルアップを賃金に反映させる制度、諸手当、諸休暇などの権利について、まだまだ改善が必要だろうと考えます。

また、一時金については、民間企業の同一労働、同一賃金を目指すという国の方針も、先ほど答弁の中にもありました地方公務員法の改正の中で示されているというわけであります。

答弁では、地方公務員法、地方自治法の改正に伴って、国が平成32年度から支給するとしているので、それに合わせてというお話ですが、別にこれは前倒ししてやっても法律違反ではないですね。その点をお聞かせください。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 議員おっしゃるとおり、国では平成32年4月の運用を目指しなさいという方向ですので、早めてやることについては特に問題はないというふうに考えており

ます。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） そういうことだと思います。

これは、例えば、つい最近も、これは最高裁の昨年6月の判決ですけれども、これは公務員に匹敵する職種、大阪高裁での判決が出ておりました。大阪医科大学での判例でありますけれども、いわゆるこれはもう一時金を支給しなかったことについては法律違反だ、そこまで言い切っていますよね。そういう実態がもう既にあるわけだから、気がついたらできるだけ早くやっぱり改定すると、国がやれと言ったからやるのではなくて、町の職員に対する見方として、町はどう見るのかという点について、ぜひ真剣に受けとめていただきたい。

ちなみに今の当町の臨時職員の中での、例えば賃金の問題、ことしの先ほど言った職員登録者募集の要項を見ますと、例えば一般事務補助、日給5,968円、時給で770円、以下大体日給としては770円から780円という金額になっております。職種によって780円から900円という幅のある賃金、これは経験が多少加味されての賃金幅だと思いますけれども、いずれにしてもやはり相当これは賃金としては低いですよ。幾ら臨時職員とも言いながら、やっぱりこういう最低賃金との関係で言うと、若干高いけれども。この例えば平成31年の要項の賃金というのは、先ほどの答弁の中にあった改定後の引き上げられた単価として書いているのかどうか、その辺ちょっと課長をお願いします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 1月号の広報に掲載したものにつきましては、その時点での賃金単価でございます。なので、改めて賃金については、見直しを図っている段階で、まず4月の任用に当たっては、改定したもので雇用したいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） これは現在のということですね。改めて採用時点では、変更があるということでもありますので、ぜひその際には、やはり臨時職員といっても常勤的であれば、それを生活の糧として生活を支えているわけでもありますので、その点も加味した処遇をぜひこの際お願いをしておきたいというふうに思います。あわせて法のいわゆる規定どおりではなくて、できるものはできるだけ早い対応をぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

最後の問題になりますけれども、市町村連携「圏域」構想についてであります。

前段申しましたように、2040年ごろにかけて我が国に迫りくる内政上の危機、この表現

は本当にそうなのかなと思うんですが、政府はそう言っているわけですね。何か危機をあおっているような、あおりながらそういうふうに変なことから、こうしなきゃいけないという形で、また市町村に無理難題を押しつけているのではないかな。

あの大合併もそうですよね。結局は合併しなきゃ、もう日本、潰れるのだよみたいな言い方をしながら、大合併に邁進した。しかし、実際にはそうはいかなかった。我が町のように小さくても自立して頑張っていこう、それが全国あちこちに起こった状況が今になっていると。

政府はあの合併のときに、もっともっと合併させたかったのだろうけれども、その方向が中途半端に終わっていることに対して、もう一度これはしかけているというふうに私は見ているわけでありすけれども、とりわけその中で言っていることは、いわゆる歯どめのきかない少子高齢化、とりわけ高齢者人口がピークに達すること、人口の都市集中、地方の過疎化が引き続き起こる、こういうことで内政上の危機があるのだと。そのためには、こういう方法しかないのだよという言い方をして、先ほど言いましたような4つ柱をそれぞれ掲げて、それに地方自治体を駆り立てるという構図になっているというふうに私は認識をしながら、少し具体的な当町の対応についてお伺いをしたいと思います。

圏域マネジメント、新たな市町村連携圏域構想を創設することについて改めてお聞きしますけれども、報告が圏域マネジメントと二層制の柔軟化と題した箇所には、危機を乗り越えるため、先ほど言った、こういうふうと言っているわけですね。そこで、もっと具体的に言っていることは、現行の連携中核都市や定住自立圏でカバーできる市町村では、圏域マネジメントの強化で対応するという選択肢、もう一つの選択肢は、それでカバーできない小規模市町村においては、都道府県の補完機能、広域調整機能を拡充する二層制の柔軟化で対応する。この2つを示してしましてね、どちらかにしなさいよといっているわけですね。

先日の、これは魁新聞でしたか、の報道によれば、圏域構想に関する小坂町の賛否についての回答で、町はどちらかといえば賛成という態度表明であったという記事がございました。その主な理由として、地方創生だけでは今後の地域活性化が難しいため、というふうに掲載されていました。

そこで改めて伺いますが、どちらかといえば賛成とした理由、そして前段示しました圏域マネジメントと二層制の柔軟化で、どちらを想定しているのか、まずこの点、改めてお聞かせください。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 今、議員からいろいろ紹介いただきました。

小坂町としては、既に先ほど町長が述べたように、いろんな圏域に参加し、あるいは鹿角市とは古くからの鹿角広域行政組合という形で事務の共同処理等を行っております。

今後、さまざまな面で、やはり人口減少になりますと、行政サービスの低下を招きかねないというふうなことも予想されますので、そういった圏域の共通できる部分については、一緒にやっていけるものにはやっていきたいと、また、現在、圏域においては、地方公共交通等についても考えましようとか、あと十和田湖の観光について手を組んでいまいしょうとかということに、既に町としては取り組んでおりますので、今回のアンケートに関しましては、どちらかといえば賛成ということで、今後もそういった方面では協力していきたいという意味でそのような回答となっております。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） まだまだこれは対応を十分検討しなきゃいけない課題だと思います。

これは、共同通信の全国調査の結果でありますけれども、新たな圏域構想について全国アンケートを実施をした中で、共同通信によれば、「反対」が9%、「どちらかといえば反対」が25%、計、全国の自治体の43%がまずこちらの方法だと、もう一つは「賛成」であったというのは4%、「どちらかといえば賛成」が26%、合わせて30%、「その他」34%という回答をしているという報道がありました。

その中で、反対理由では「地方の声を踏まえて慎重に論議すべきだ」が最も多くて、これ40%を占めていたと。その中で、「小さな町を次々と合併へ追い込もうとしているのではないか」という危惧が寄せられていると、また、「自治が失われるおそれがある」、もう一つは「自治体の裁量が狭められる可能性があり、地域の実情に沿った対応が難しくなる」。こういうことを掲げながら反対あるいはどちらかといえば反対という意見があったと、賛成の理由では、「法的根拠や財源を持つことで実効性が高まる」あるいは「圏域で同一水準のサービスが提供できる」、「観光や産業面で期待できる」、「小さな村や町では限界がある」こういう意見で賛成の意見があったということとあわせて、秋田県内で見ると、この調査の中では13の自治体が反対という意志表示をしたと。そして、小規模町村に募る危機感、中心都市に集中する地域衰退との見出しでの特集記事でありました。

一番最初に申しましたが、さきの大合併で合併せずに自立の道を選択した小坂町として、また大合併によって合併をした市町村の状況、現状から、この構想に対しては結論を急ぐことなく、慎重な検討が必要と思います。

この点について、町長、どのように考えられているか、答弁をお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今のご質問でございますけれども、合併とかそういう話というのは、まず庁内においてはございません。ですので、まずそういう合併とかというのは、今のところは私は一切考えておりません。もし、そうなるのであるのであれば、これはやっぱり慎重にものを考えていかなければならないものと思っております。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） これは私の持論でありますけれども、理想的なコミュニティというのは1 万前後だ。いわゆる中学校単位というのがコミュニティとしては一番住民も住みやすいし、自治体としても運営がしやすい、これは日本だけの問題じゃなくて、全世界的に言われているのは、やっぱりこのコミュニティの数として1 万人前後の町が一番いいというふうに言われているわけ。

現在、私どもの町は5,000人弱でありますけれども、5,000人から1 万人の町を維持する、その中で町民がより住みやすいまちづくりをする、これが我が町の目指す道だというふうに私は思いますので、その点申し上げて、質問を終わりたいと思います。

以上であります。

○議長（目時重雄君） これをもって、1 番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 本日は、これをもって散会します。

なお、次の本会議は3月15日午前10時から再開いたします。

散会 午後 2 時 0 2 分